

報道関係各位

件 名 後期高齢者医療保険料の特別徴収の徴収漏れについて

1 概要

本市の事務誤りにより、令和6年10月及び11月に後期高齢者医療制度の資格を取得した被保険者215名の令和7年6月支給及び8月支給の年金から特別徴収が実施されていないことが判明しました。

2 内容

後期高齢者医療保険料は、原則として年金からの特別徴収により納付していただいております。令和6年10月及び11月に75歳到達や転入等で後期高齢者医療制度の資格を取得した被保険者215名の保険料については、令和7年6月及び8月支給の年金から特別徴収を予定していましたが、年金からの徴収が実施されておりませんでした。

この原因として、令和7年4月9日に市担当者が電算システムで作成した日本年金機構への電子データの中に、215名の新規対象者のデータを取り込まずに送付してしまった事務誤りによるもので、令和7年8月14日に人間ドック受検票の交付を希望し来庁した該当の被保険者の保険料が未納となっていたことから、システム会社の調査により判明しました。

特別徴収の徴収漏れの被保険者には、8月20日付で謝罪文を送付し、特別徴収できなかった保険料については、納付書等で納めていただくようお願いをしております。

多大なるご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫びするとともに、今後、同様の事案が発生しないようシステム改修の実施や作業内容の点検を行い、正確な事務処理に万全を期してまいります。

担当者 保険年金課 関田
連絡先
Tel 042-973-2111 内線 140